

○内閣府告示第百三十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和二十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。

令和六年十一月五日

内閣総理大臣 石破 茂